

# 水門・陸閘等の操作等の委託について



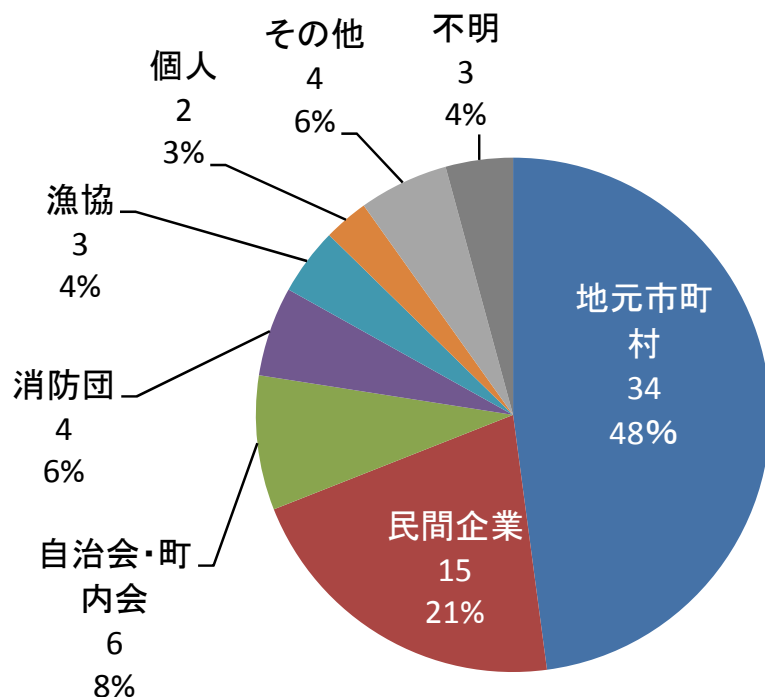
# 契約内容に関するアンケート調査集計の前提

- 今年度行ったアンケート調査において契約書の例の提供を依頼したところ35海岸管理者から協力を頂いた。
- 35海岸管理者から提出された委託契約書の事例は83件であり、このうち再委託に関する契約書が12件である。
- この83件の契約書の事例について、契約書(それに関連した操作要領等を含む。)の記載に基づき、内容を整理した。
- アンケート結果は、海岸管理者より回収した79通の調査票を整理した。なお、記述式の設問については、回答の内容に応じて分類して整理した。

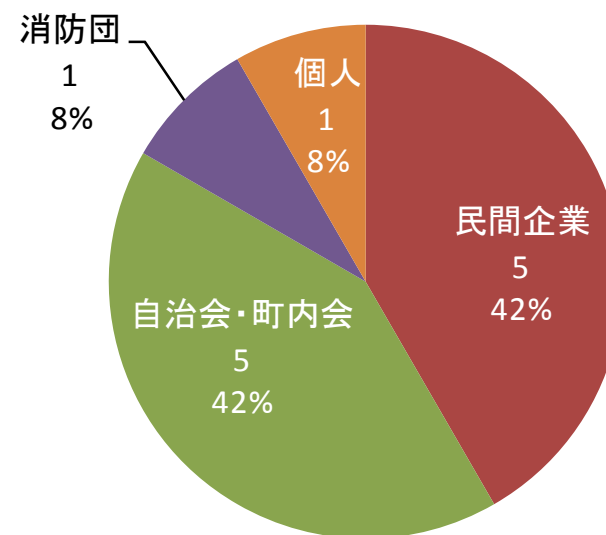
# 水門・陸閘等の操作業務の契約の委託者、受託者

- 水門・陸閘等の施設の操作業務の委託者は「海岸管理者」であり、受託者は「地元市町村」が34件(48%)と最も多く、「民間企業」が15件(21%)、「自治会・町内会」が6件(8%)、「消防団」が4件(6%)と続く。
- 再委託の場合、委託者は「地元市町村」であり、受託者は「自治会・町内会」、「民間企業」がともに5件(42%)と最も多い。

業務委託契約の受託者の内訳



再委託の場合の受託者の内訳



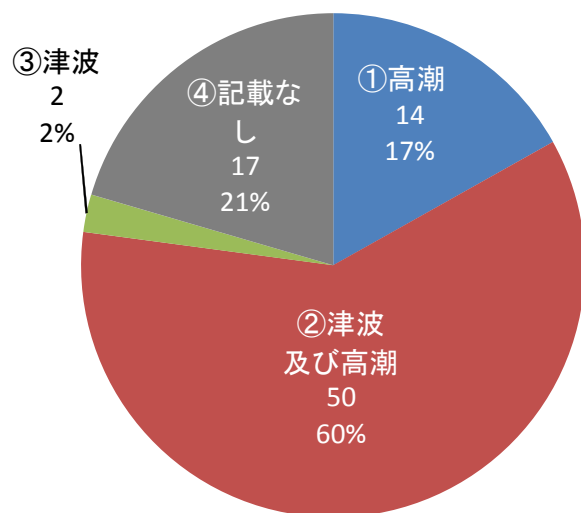
※母数=71契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ①操作の対象とする災害の種類

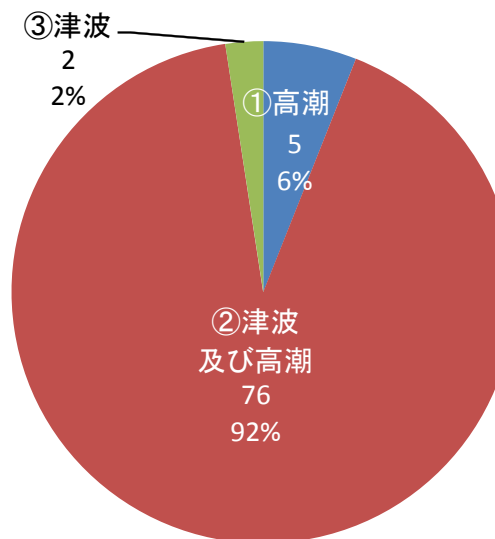
- 提出のあった83契約書について、施設の操作の対象とする災害の種類について整理した。
- 契約書に記載された対象とする災害種類は、「津波及び高潮」が50件(76%)と最も多く、「高潮」が14件(21%)、「津波」が2件(3%)、「記載なし」が17件(21%)である。
- 契約書に記載された対象とする災害「高潮」、「津波」、「記載なし」について、追加調査した結果、「津波及び高潮」が76件(92%)、「高潮」が5件(6%)、「津波」が2件(2%)となった。以降、追加調査の結果をもとに集計を行った。

業務委託契約に記載された  
操作の対象とする災害の種類



※母数=83契約書

追加調査の結果を踏まえた  
対象とする災害の種類



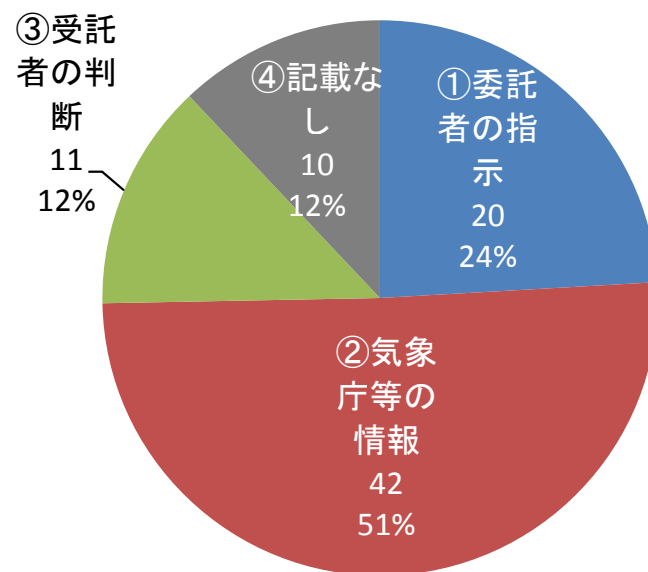
※母数=83契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ②施設の閉鎖指示及び判断に関する記載内容

- 提出のあった83契約書について、閉鎖指示及び判断に関する記載内容を整理した。
- 施設の閉鎖指示及び判断は、「①委託者の指示」、「②(警報・注意報等の)気象庁等の情報」、「③受託者の判断」によるものの3種類に分けられる。複数の方法が記載される場合も見られ、この場合上位に位置づけられているものにより区分した。
- 「②気象庁の情報」によるものが最も多く42件(51%)である。
- 一方、閉鎖指示について記載がないものが10件(12%)あった。

施設の閉鎖指示及び判断に関する記載内容



※母数=83契約書

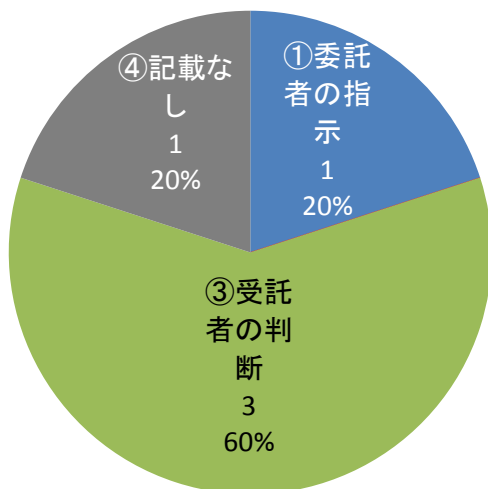
「④記載なし」の10件について、実際の運用について追加調査を行ったところ、  
「気象庁等の情報」が3件  
「委託者の指示」が2件  
「口頭により指示」が1件  
「受託者の判断」が1件  
「委託者受託者の協議」が1件  
「定めていない」が2件  
であった。

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ②施設の閉鎖指示及び判断に関する記載内容

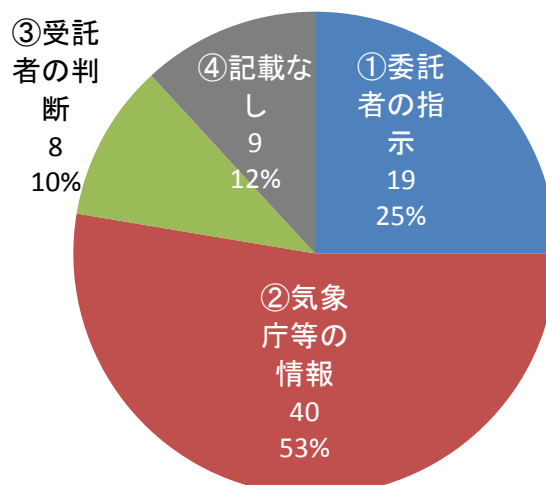
- 提出のあった83契約書について、対象とする災害別に施設の閉鎖指示に関する記載内容を整理した。
- 高潮を対象とする場合、「③受託者の判断」としている事例が3件(60%)である。
- 津波及び高潮を対象とする場合、「②気象庁等の情報」が最も多く40件(53%)である。
- 津波を対象とする場合、「②気象庁等の情報」としている事例が2件(100%)である。
- 対象に津波が含まれると、「①委託者の指示」を待たず、警報・注意報等の「②気象庁等の情報」により操作を行うとする割合が高くなる。

高潮



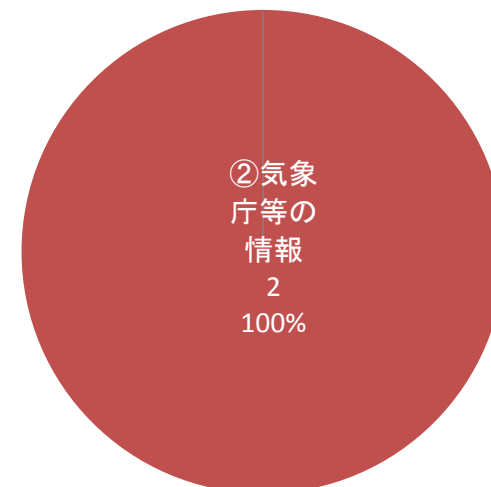
※母数=5契約書

津波及び高潮



※母数=76契約書

津波



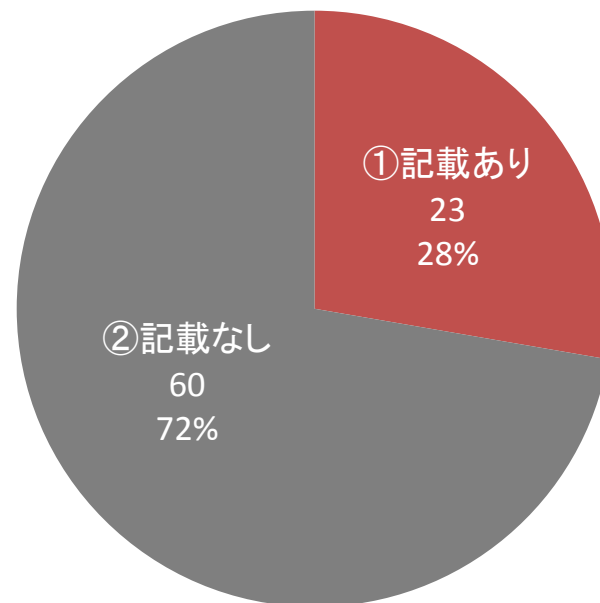
※母数=2契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ③操作者の安全性の確保に関する記載内容

- 提出のあった83契約書について、操作者の安全性の確保に関する記載を整理した。
- 「①記載あり」が23件(28%)、「②記載なし」が60件(72%)であり、記載のないものが多くみられる。

操作者の安全性の確保に関する記載内容



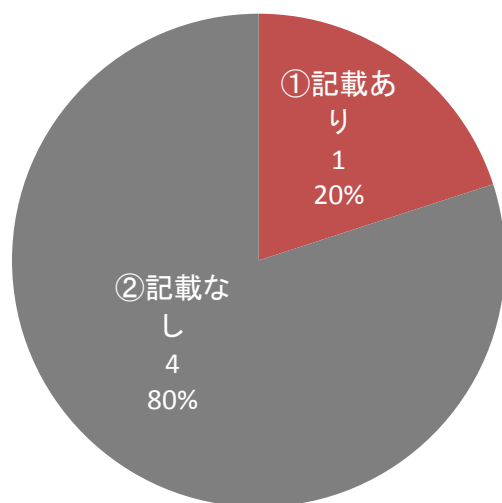
※母数=83契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ③操作者の安全性の確保に関する記載内容

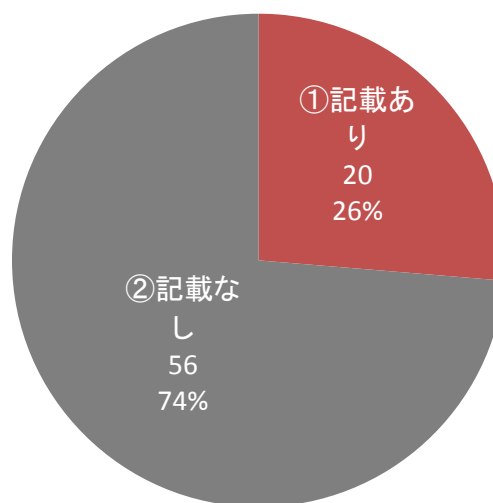
- 提出のあった83契約書について、対象とする災害別に操作者の安全性の確保に関する記載を整理した。
- 高潮の場合、「①記載あり」が1件(20%)、「②記載なし」が4件(80%)である。
- 津波及び高潮の場合、「①記載あり」が20件(26%)、「②記載なし」が56件(74%)である。津波のみの場合、「①記載あり」が2件(100%)である。
- 津波を対象に含む場合のほうが、安全性の確保について記載のある割合が高い。

高潮



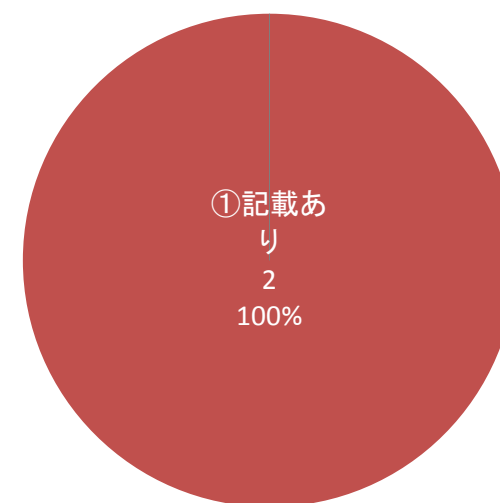
※母数=5契約書

津波及び高潮



※母数=76契約書

津波



※母数=2契約書



# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ③操作者の安全性の確保に関する記載内容

- 津波時における対応策に関する記載内容の例は、以下のとおりである。

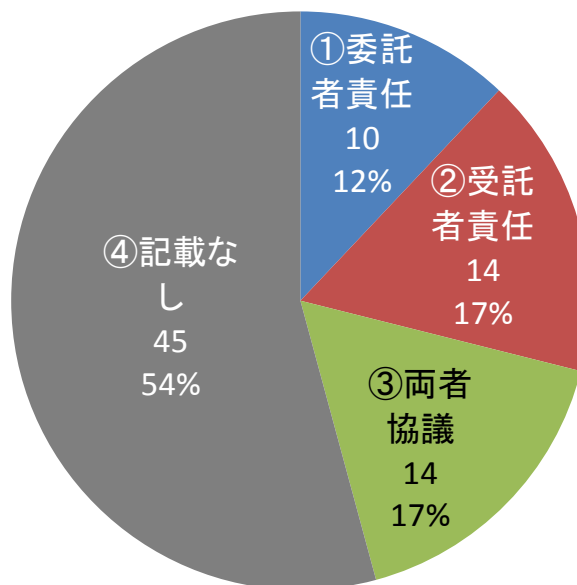
委託者	受託者	記載内容
海岸管理者	地元市町村、自治会・町内会、漁協、民間企業	<ul style="list-style-type: none"><li>施設操作にあたっては操作員の<b>安全確保を最優先</b>とする効果的な管理運用を実施すること。</li><li>確認または操作上<b>危険が予想される場合については操作を行わない</b>こと。</li><li><b>操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先</b>することにより操作を行うことができない場合がある。等</li></ul>
地元市町村【再委託】	自治会・町内会	
海岸管理者	自治会・町内会	<ul style="list-style-type: none"><li><b>地震発生後60分を経過</b>した後は、たとえ作業中であっても必ず作業を中断し、<b>安全な高台に退避</b>するものとする。ただし、地震発生後60分以内であっても、自らの安全を確保できないと判断した場合または人命救助等必要な場合には、閉鎖することなく<b>退避、救助を優先</b>する。</li></ul>
地元市町村【再委託】	自治会・町内会	<ul style="list-style-type: none"><li>操作員は閉鎖をする場合、気象庁発表の地震・津波情報で必ず<b>津波の高さ予測及び津波到達予想時間を確認</b>し、自己で決めた避難所までの避難時間を確保するなど、<b>自らの安全確保を最優先</b>とすること。</li></ul>
海岸管理者	民間企業	<ul style="list-style-type: none"><li>乙は、防潮扉の閉鎖作業を行うにあたっては、<b>開始前にA港への津波到達予想時刻を確認</b>し、時間的余裕を持って閉鎖作業を行うものとする。また、<b>閉鎖作業完了までに津波の到達が予想される場合は、閉鎖作業を行わず避難</b>するものとする。</li></ul>

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ④委託業務実施時に第三者等に損害を及ぼした場合の責任に関する記載内容

- 提出のあった83契約書について、委託業務実施時に第三者等に損害を及ぼした場合の責任に関する記載を整理した。
- 「②受託者責任」が14件(17%)、「③両者協議」が14件(17%)で最も多く、「①委託者責任」が10件(12%)である。全体では「④記載なし」が半数以上と多くみられる。

第三者等に損害を及ぼした場合の責任の所在



※母数=83契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ④委託業務実施時に第三者等に損害を及ぼした場合の責任に関する記載内容

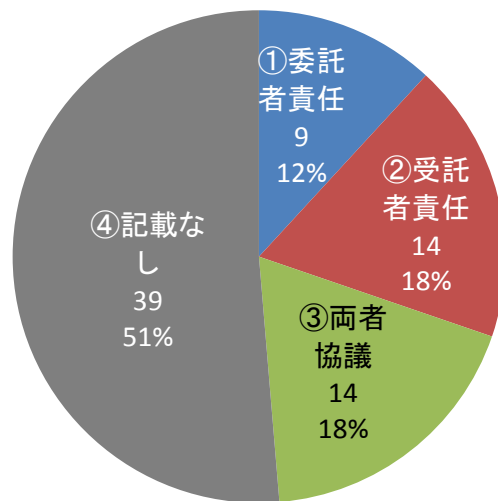
- 提出のあった83契約書について、対象とする災害別に第三者等に損害を及ぼした場合の責任に関する記載内容を整理した。
- 高潮の場合、「④記載なし」が5件(100%)と全て記載がない。
- 津波及び高潮の場合、「②受託者責任」と「③両者協議」が14件(19%)と最も多い。
- 津波の場合、「①委託者の責任」が1件(50%)となる。

高潮



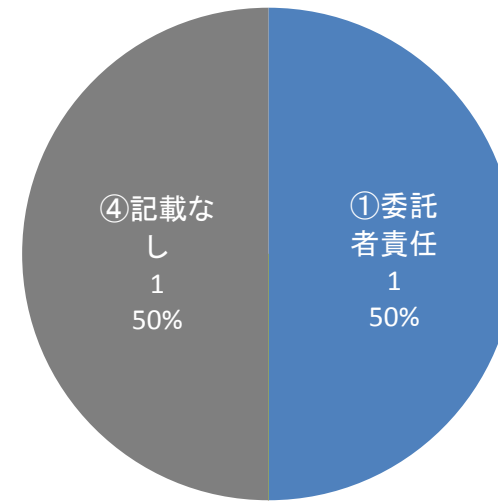
※母数=5契約書

津波及び高潮



※母数=76契約書

津波

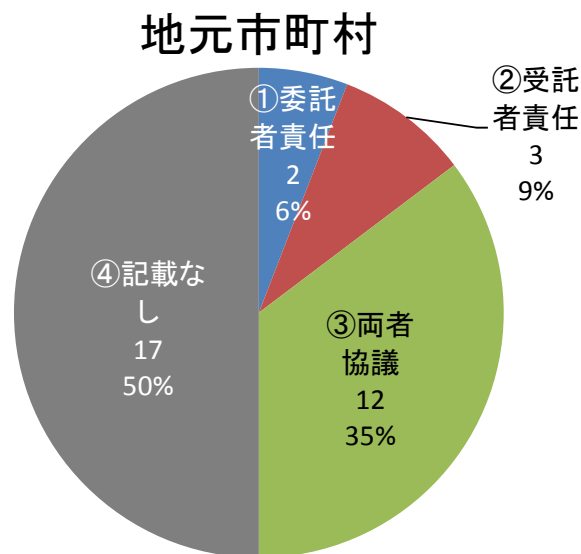


※母数=2契約書

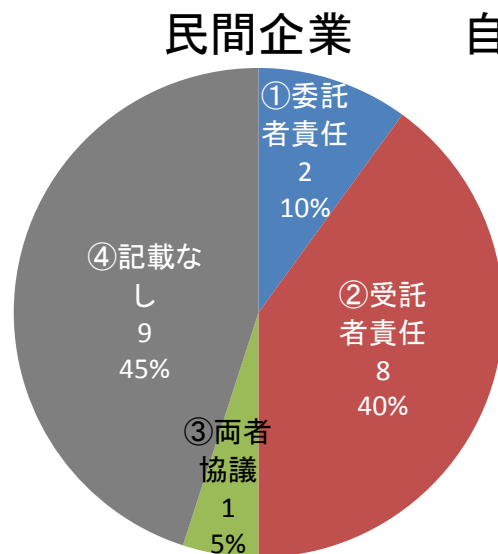
# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ④委託業務実施時に第三者等に損害を及ぼした場合の責任に関する記載内容

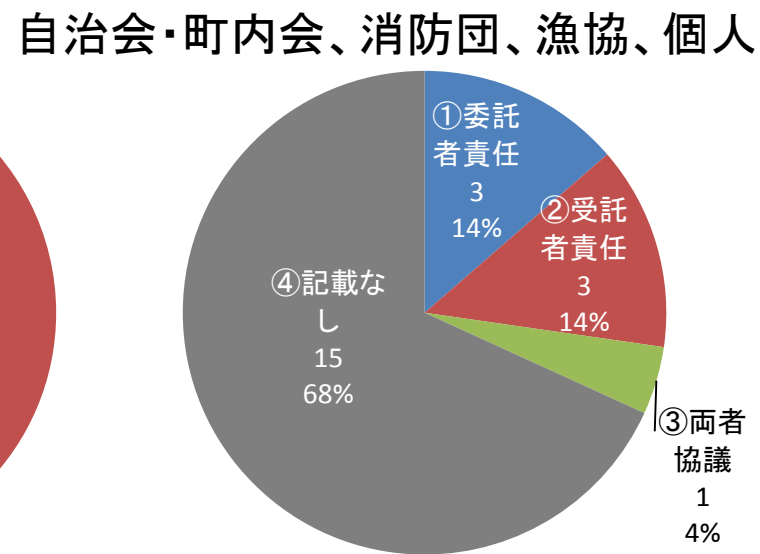
- 委託業務の受託者別に第三者等に損害を及ぼした場合の責任に関する記載内容を整理した。83契約書のうち、受託者をその他(4)、不明(3)とする計7件を除く、76契約書を対象とした。
- 受託者が地元市町村の場合、「③両者協議」が12件(35%)と最も多い。
- 受託者が民間企業の場合、「②受託者責任」が8件(40%)と最も多い。
- 受託者が自治会・町内会、消防団、漁協、個人の場合、「①委託者責任」、「②受託者責任」が3件(16%)と最も多い。



※母数=34契約書



※母数=20契約書



※母数=22契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ④ 第三者等に損害を及ぼした場合の責任に関する記載内容

- 責任の所在別に整理した具体の記載内容の例は、以下のとおりである。

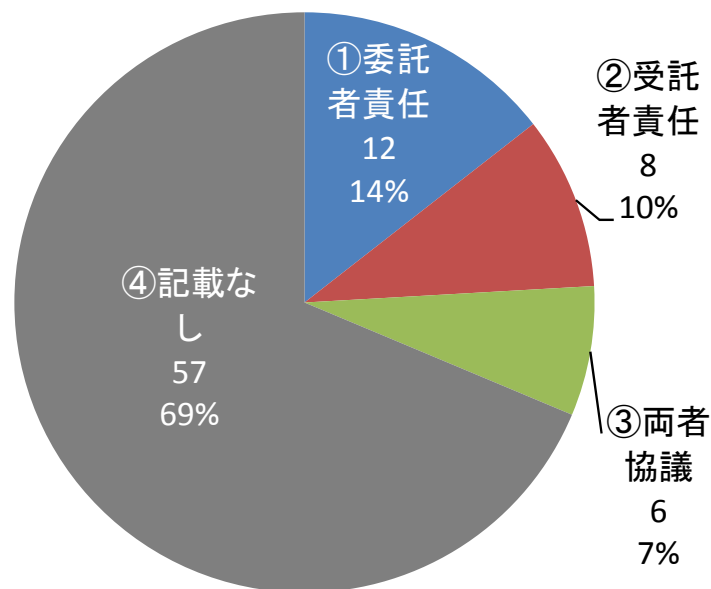
責任所在	委託者	受託者	記載内容
①委託者責任	海岸管理者	地元市町村	● <b>施設の操作管理に起因する事故</b> について、操作管理要綱に基づく操作管理により発生した場合は <b>甲が責任を負う</b> 。ただし、乙に過失があった場合はこの限りではない。
	海岸管理者	不明	● 乙が、 <b>委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)</b> については、 <b>甲がその費用を負担</b> する。ただし、乙に重大な過失がある場合はこの限りではない。
	海岸管理者	自治会・町内会	● <b>右記によって生じた甲若しくは第三者への損害</b> について、 <b>故意または重過失の場合を除き受託者及び受託者の起用者は責任を負わない</b> こととする。
	地元市町村【再委託】	自治会・町内会	● 地震・津波発生時に操作員として定められている者が、 <b>対応不能になった場合</b> においても <b>操作員に何ら責任は生じない</b> ものとする。 ● 樋門・防潮堤の操作については、決して強制するものではない。現場の状況によっては <b>操作できないこともあり</b> それによって <b>責任が生じることは一切ない</b> 。
②受託者責任	海岸管理者	地元市町村	● <b>乙は次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償</b> しなければならない(1) <b>乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき</b>
	海岸管理者	民間企業	● この <b>契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)</b> については、 <b>受注者がその費用を負担</b> するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては委託者が負担する。
	地元市町村【再委託】	自治会・町内会	● <b>乙は委託業務の実施にあたり、甲又は第三者に損害を及ぼしたとき</b> はその損害について <b>賠償の責めを負う</b> ものとする。
	地元市町村【再委託】	民間企業	● <b>受託者の責により第三者に及ぼした損害</b> については、 <b>受託者の責任により解決</b> するものとし、業務履行中、故意または、受託者の過失により、 <b>発注者及び第三者に対して与えた損害</b> については、 <b>受託者の責任において賠償</b> すること。
③両者協議	海岸管理者(	地元市町村	● 操作施設の <b>操作及び保守に伴い、損害賠償の対象となる事態が生じたときは甲と乙は協議</b> の上その解決に当たるものとする。

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ⑤委託業務実施時の操作者の負傷等に係る責任に関する記載内容

- 提出のあった83契約書について、委託業務実施時の操作者の負傷等に係る責任に関する記載を整理した。
- 「①委託者責任」が12件(14%)で最も多く、「②受託者責任」が8件(10%)である。全体では「④記載なし」が7割と明確にされていないものが多くみられる。

操作者の負傷等に係る責任の所在

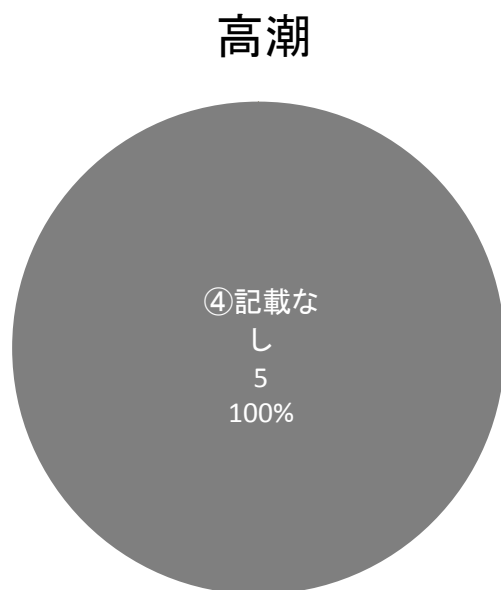


※母数=83契約書

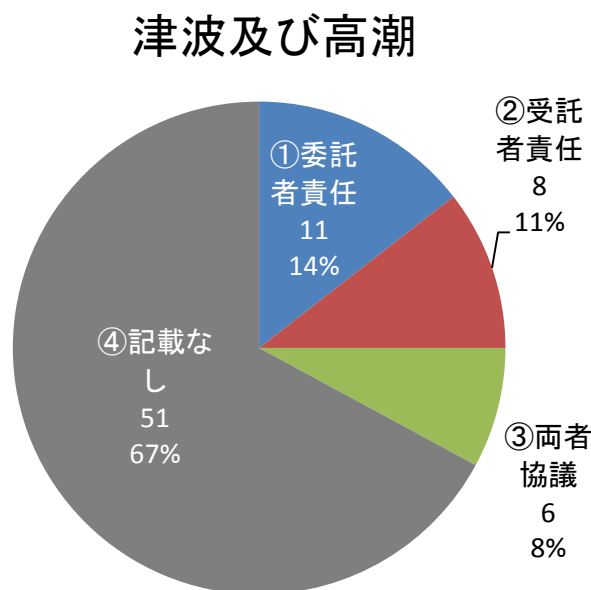
# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ⑤委託業務実施時の操作者の負傷等に係る責任に関する記載内容

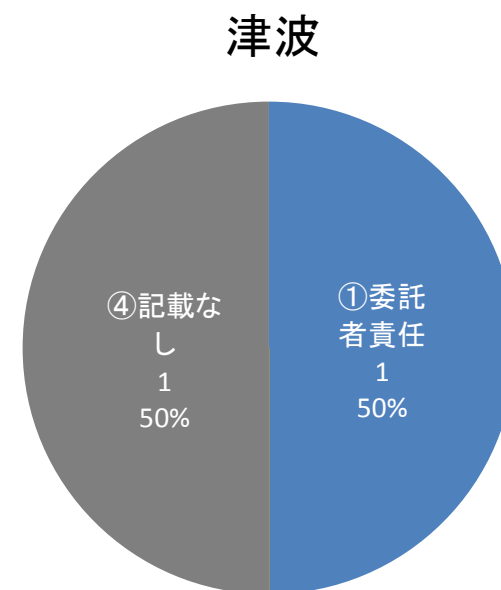
- 提出のあった83契約書について、対象とする災害別に操作者の負傷等に係る責任に関する記載を整理した。
- 高潮の場合、「④記載なし」が5件(100%)と全て記載がない。
- 津波及び高潮の場合、「①委託者責任」が11件(16%)と最も多い。
- 津波の場合、「①委託者の責任」が1件(50%)となる。
- 第三者等に損害を及ぼした場合の責任と比較すると、「①委託者責任」とする場合はやや増える。全体として、記載なしの割合がより高くなる。



※母数=5契約書



※母数=76契約書



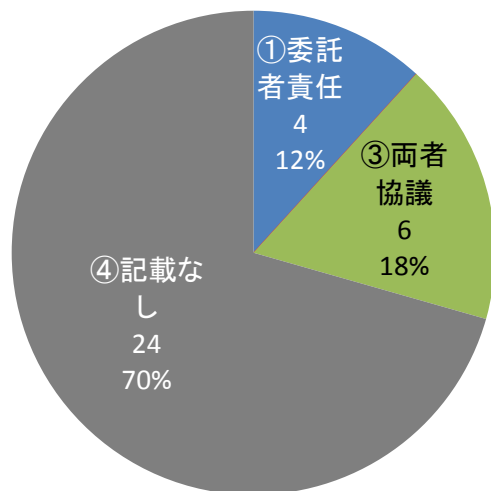
※母数=2契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ⑤委託業務実施時の操作者の負傷等に係る責任に関する記載内容

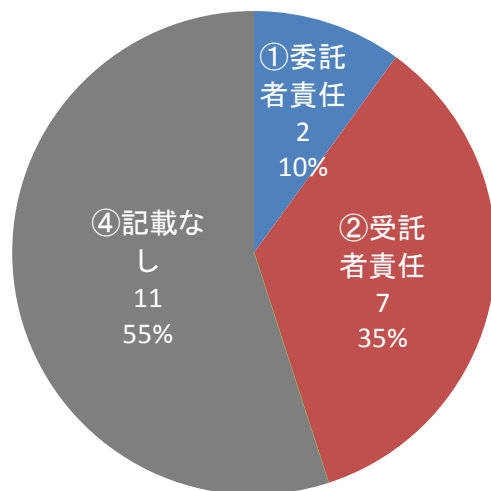
- 委託業務の受託者別に操作者の負傷等に係る責任に関する記載内容を整理した。83契約書のうち、受託者をその他(4)、不明(3)とする計7件を除く、76契約書を対象とした。
- 受託者が地元市町村の場合、「③両者協議」が6件(18%)と最も多い。
- 受託者が民間企業の場合、「②受託者責任」が7件(35%)と最も多い。
- 受託者が自治会・町内会、消防団、漁協、個人の場合、「①委託者責任」が3件(16%)と最も多い。

地元市町村



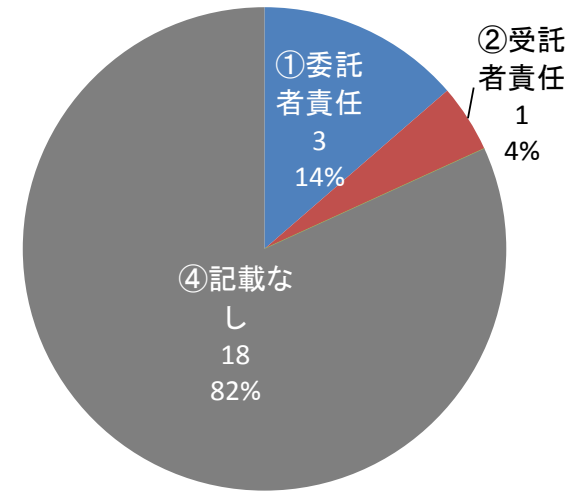
※母数=34契約書

民間企業



※母数=20契約書

自治会・町内会、消防団、漁協、個人



※母数=22契約書



# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ⑤委託業務実施時の操作者の負傷等に係る責任に関する記載内容

- 補償方法別に整理した具体の記載内容の例は、以下のとおりである。

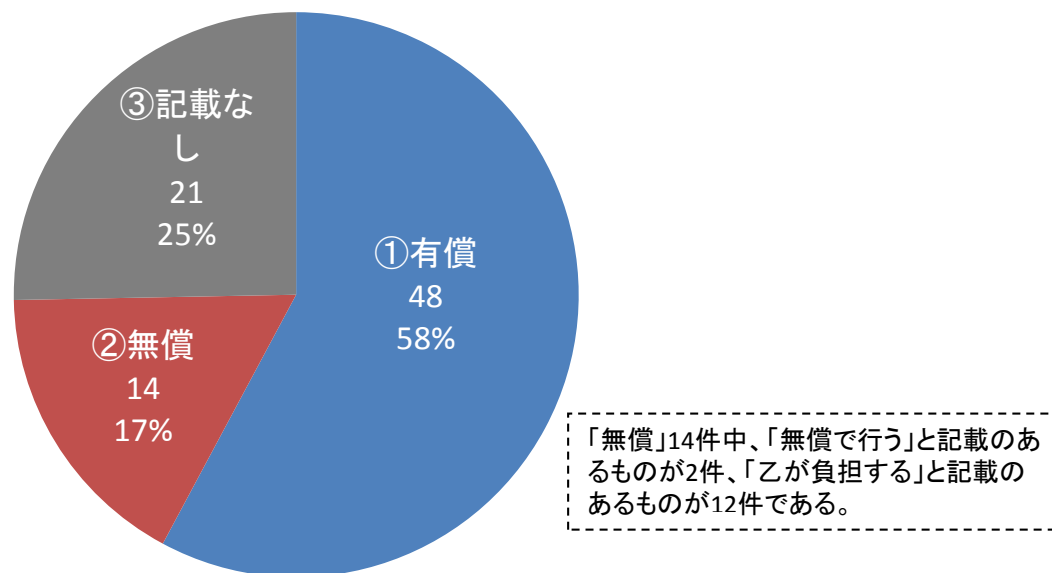
補償方法	委託者	受託者	記載内容
公務災害補償	地元市町村【再委託】	自治会・町内会	● <u>公務上の災害に対する補償</u> についてA町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第6号)の定めるところによる。(→委託者責任)
	海岸管理者	地元市町村	● 操作員が港湾施設の操作等の遂行上負傷し、若しくは死亡した場合の補償については、 <u>地方公務員等災害補償法の例により甲は乙に支払うものとする。</u> (→委託者責任)
	地元市町村【再委託】	民間企業	
保険加入	海岸管理者	自治会・町内会	● 発注者は、 <u>受注者の当該施設の管理時における人身事故等の対応として、受注者に対し保険を加入させるものとしその費用は発注者の負担とする。</u> (→委託者責任)
	海岸管理者	不明	● 操作人が、 <u>水門等の保全、試運転及び操作等による事故(出退勤の途中を含む)により被った傷害及び作業中に生じた損害</u> (第三者に及ぼした損害を含む)を補償するため、 <u>県は傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。</u> (→委託者責任)
	地元市町村【再委託】	民間企業	● <u>業務期間中、賠償金額の限度額20億円以上</u> (想定される機器等の価格)の損害賠償保険(担保内容:施設・業務遂行危険、受託物危険(対人対物対象)) <u>に加入</u> すること。受取人には委託者も含めること。(→受託者責任)
その他	海岸管理者	地元市町村	● 操作施設の操作及び保守に伴い、損害賠償の対象となる事態が生じたときは甲と乙は協議の上その解決に当たるものとする。(→両者協議)
	海岸管理者	地元市町村	● 施設の操作管理に起因する事故について、操作管理要綱に基づく操作管理により発生した場合は甲が責任を負う。(→委託者責任)
	地元市町村【再委託】	自治会・町内会	● 委託業務の実施にあたり、乙又は乙の従業員に損害を生じても甲はその責めを追わない。(→受託者責任)

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ⑥操作業務等に対する委託費(委託料等)の記載の有無

- 提出のあった83契約書について、操作業務等に対する委託費(委託料等)の記載の有無を整理した。
- 契約書に委託費に関する記載があり「有償で行うの」もの(「有償」)は48件(58%)、契約書に委託費に関する記載があり「無償で行う」、「乙が負担する」といった内容の記載のあるもの(「無償」)は14件(17%)である。

操作業務等に対する委託費(委託料等)の記載の有無



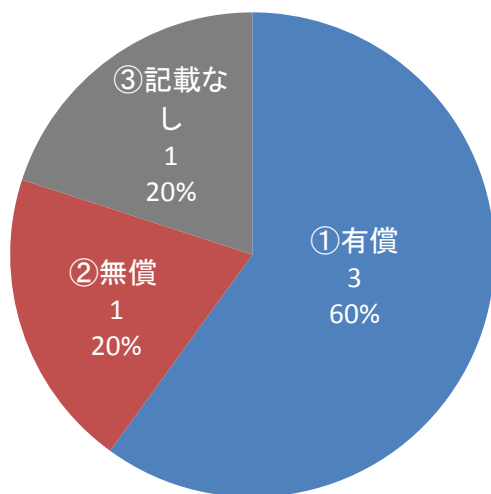
※母数=83契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ⑥操作業務等に対する委託費（委託料等）の記載の有無

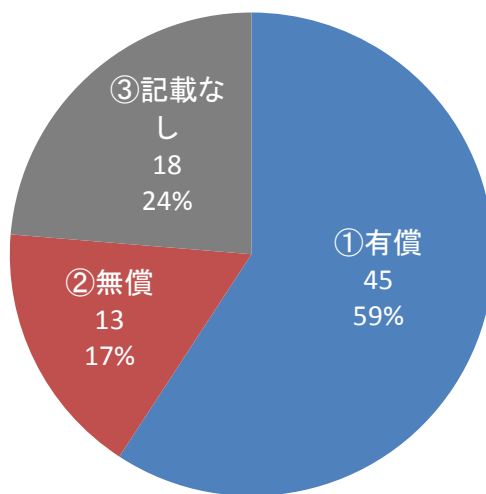
- 提出のあった83契約書について、対象とする災害別に操作業務等に対する委託費（委託料等）の記載内容を整理した。
- 高潮の場合、「有償」が3件（60%）で、割合が高い。
- 津波及び高潮の場合、「有償」が45件（59%）で、割合が高い。
- 津波の場合、「記載なし」が2件（100%）である。

高潮



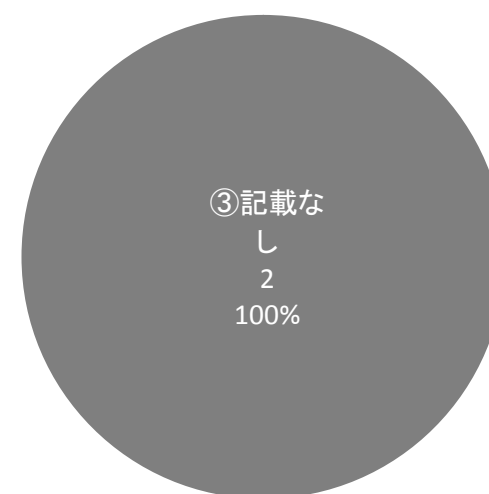
※母数=5契約書

津波及び高潮



※母数=76契約書

津波



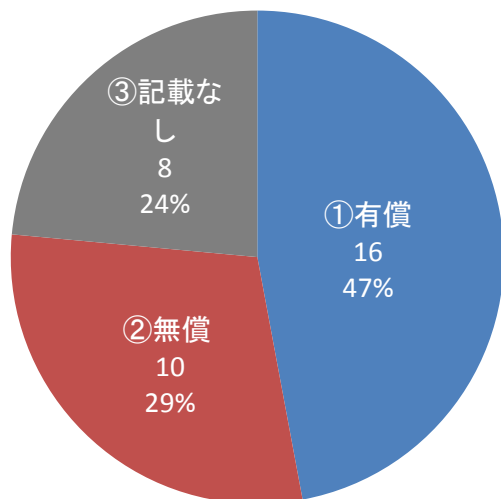
※母数=2契約書

# 水門・陸閘等の操作に関する契約書に基づく契約内容

## ⑥操作業務等に対する委託費(委託料等)の記載の有無

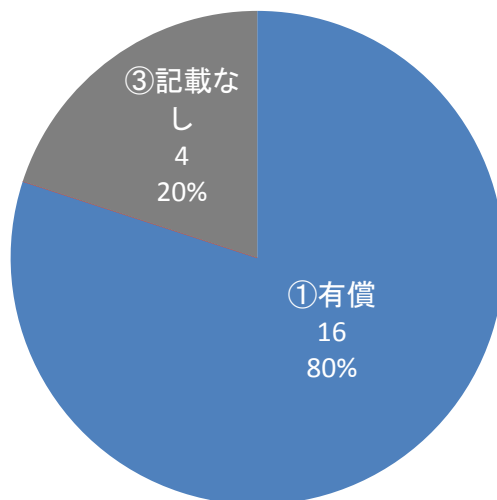
- 委託業務の受託者別に操作業務等に対する委託費(委託料等)の記載内容を整理した。83契約書のうち、受託者をその他(4)、不明(3)とする計7件を除く、76契約書を対象とした。
- 受託者が地元市町村の場合、「有償」が16件(47%)である。
- 受託者が民間企業の場合、「有償」が16件(80%)である。
- 受託者が自治会・町内会、消防団、漁協、個人の場合、「有償」が11件(50%)である。
- 受託者が民間企業の場合、「有償」の割合が高い傾向にある。

地元市町村



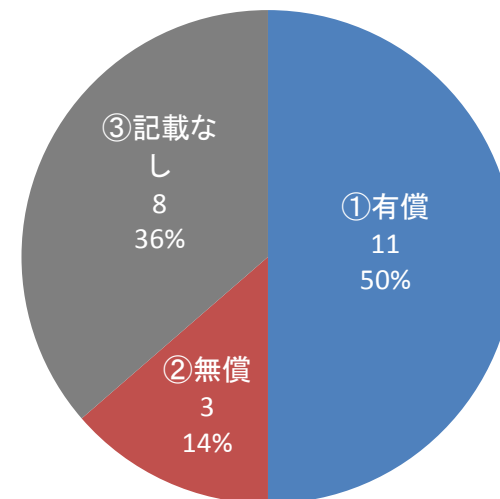
※母数=34契約書

民間企業



※母数=20契約書

自治会・町内会、消防団、漁協、個人

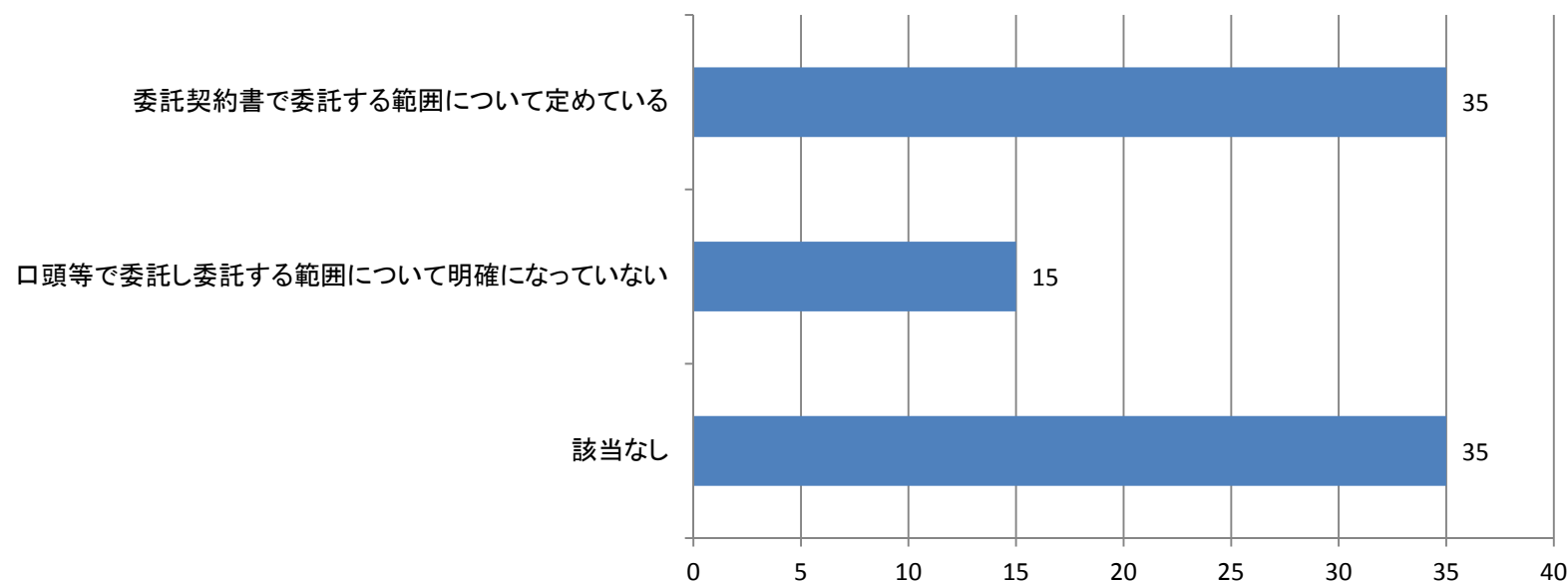


※母数=22契約書

## アンケート結果⑧：操作業務の委託における契約書の有無

- 水門・陸閘等の施設の操作業務委託の実施状況に関して、海岸管理者81者に対し、「委託契約書で委託する範囲について定めている」が35件(43%)、「口頭等で委託し委託する範囲について明確になっていない」が15件(19%)、「該当なし」が35件(43%)である。

水門・陸閘等の操作業務の委託における  
契約書の有無(複数回答あり)



※母数=81海岸管理者

# アンケート結果⑨：口頭等での委託内容

○「口頭等での操作委託がある」と回答した15の海岸管理者のほとんどが、**委託内容は「施設の閉鎖操作」と回答。**

	委託内容	回答内容
1	水門・陸閘等の操作	● 一部の水門・陸閘等については <b>開閉作業</b> をお願いしている。(他の水門・陸閘等については、海岸管理者で行っている。)
2		● 高潮、津波発生時には、 <b>樋門、陸閘の閉鎖作業</b> を行うように依頼。
3		● 高潮時においては、市からの鉄扉閉鎖指令があった場合に <b>鉄扉等の閉鎖</b> を行う。 津波時においては、気象庁からの津波警報又は津波注意報の発令があった場合に <b>鉄扉等の閉鎖</b> を行う。
4		● 台風及び潮の干満時において、 <b>開閉作業を依頼</b> している。
5		● 陸閘の <b>閉鎖</b> 。
6		● 陸閘の <b>閉鎖</b> 。
7		● <b>開閉操作</b> について。
8		● 警報発令時及び災害発生時に <b>閉鎖施設の操作</b> を行うこと。
9		● 津波発生が想定される場合、連絡により <b>閉鎖</b> する。
10		● 台風等高潮が予想される場合に、自治会等に口頭で <b>門を閉めること</b> をお願いする。
11		● 主に台風に伴う高潮時に、 <b>防潮扉及び角落しによる閉鎖</b> 指示。(委託箇所が桜島のため、電話により指示。)
12		● ・施設管理者が施設操作者(各集落囑託員)へ口頭で指示し、 <b>開閉</b> を行ってもらっている。 ・施設操作者が危険な状態となった場合は「避難命令」「避難指示」を行うが、操作者の判断による場合が多い。
13		● 水門・陸閘等 <b>管理協定書と同等(水門・陸閘等の維持管理)</b> の内容で依頼している。
14	その他	● 管理すべき <b>陸閘の位置、操作方法</b> 、操作時の <b>注意事項</b> 、閉鎖の <b>解除</b> 。
15		● 地元市町村、自治会に対し、 <b>差蓋やハンドルを貸与</b> している。

## アンケート結果⑩：契約書を交わしていない理由

○契約書を交わしていない理由については、4海岸管理者より、「第三者に損害を与えた際の責任がとれないとして契約を拒まれている」、「企業が通常業務で使用、慣例で交わしていない」などの回答があった。

回答者		回答内容
1	海岸管理者	● 正式な契約をした場合、管理及び操作上における過失により <u>第三者に損害を与えた際に責任が取れないとして契約を拒まれている</u> 。
2	海岸管理者	● 理由は不明。(以前から契約していない)
3	海岸管理者	● 陸閘閉鎖については、市からの要請によるものでなく、 <u>自らが自身の生命や財産を守るべきものであるとの近隣住民の認識</u> があるため。
4	海岸管理者	● ・会社敷地に隣接しており、 <u>通常業務で使用している</u> ため。 ・契約書については <u>慣例で交わしていない</u> と思われる。



# アンケート結果⑪: 補償金の考え方

- 補償金の考え方については、10海岸管理者より回答があり、「非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」や「地方公務員災害補償法」、「公務災害補償条例」など、**公務災害等の規定を適用**している例や、**民間の損害保険を活用**としている例などがみられる。
- 「受託者の責任」や「補償金を支払う義務はない」といった回答もある。

	補償方法	回答者	回答内容
1	公務災害補償	海岸管理者	● A県a町は、操作のバックアップ体制として地元の自主防災組織の組織員を同町が定める「a町地域水門操作員設置要綱」に基づき「地域水門操作員」として町長が個人ごとに委嘱している。そして同要綱で操作員の公務災害補償について「公務上の災害に対する補償についてa町議会の議員会その他 <b>非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</b> （昭和43年条例第6条）の定めるところによる。」としている。
2		海岸管理者	● <b>地方公務員災害補償法</b> の例による。
3		海岸管理者	● B県市町総合事務組合消防団員等 <b>公務災害補償条例</b> に基づく。
4		海岸管理者	● 操作人に対して、損害賠償保険を掛けているが、津波被害については保険対象外とされているため、 <b>県損害賠償審査会に諮り補償内容は決定</b> する見込み。
5	保険加入等	海岸管理者	● <b>防潮堤管理委託契約</b> による（発注者の負担により、受注者に対し保険加入）。
6		海岸管理者	● 消防団に関しては各自の保険に加入しており、事故が起こった際には保証金が支払われるが、 <b>漁協については保険に加入していない</b> ため、有事の際にも保証がなされないため、何らかの保証が必要であると考えている。
7	その他	海岸管理者	● 補償金については定めていないが、 <b>委託契約約款上に受託者が責任をもつ旨の記載</b> がなされている。
8		海岸管理者	● <b>補償金を支払う考えはない</b> 。（門を閉めること、開くことについては協力依頼の範疇。）
9		海岸管理者	● 操作中に怪我をした場合については、補償が必要になってくると思うが、新たな保険への加入が必要となることも考えられるため、 <b>ルール化についてはその必要性もふまえて検討</b> していく必要があると考えている。
10		海岸管理者	● 国や他都市の動向を含め、 <b>調査中</b> である。



# 水門・陸閘等の操作委託の際に検討すべき点(案)

## ①水門・陸閘等の操作委託先の検討

- ・ 公務員・消防団等の災害に対する一定の知見のある方／一般の方

## ②操作体制の明確化、再委託先を含めた現場操作体系の把握及び整理

## ③委託契約内容の明確化

- ・ 文書化
- ・ 業務対象の明確化
- ・ 対象となる災害の明確化
- ・ 施設の閉鎖判断と閉鎖指示の明確化
- ・ 操作者の安全確保の明示
- ・ 水門・陸閘等の操作による背後資産等の損害への責任と補償
- ・ 操作者の負傷等への責任と補償

## ④委託料の有無の検討

- ・ 水門・陸閘等を主に活用している方と操作する方の関係

## ⑤操作する水門・陸閘等の削減

- ・ 統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化に向けた取組みの推進